

倶多楽の噴火警戒レベル判定基準

令和3年3月26日現在

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【噴火が発生、あるいは切迫】</p> <p>以下のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生 ・噴火に伴う火山泥流の発生 ・山体浅部の膨張を示す急激な地殻変動 	<p>左記の現象が観測されなくなった場合には、火山活動を評価したうえで速やかにレベルを引き下げる。</p>
4	<p>【噴火が発生する可能性が高まっている】</p> <p>レベル2の判定基準をさらに上回る現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震活動が顕著に活発化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地震のさらなる増加 ➢ 規模の大きな地震の増加 ➢ 低周波地震の増加 ➢ 火山性微動の増加や規模の増大 ・山体浅部の膨張を示す明らかな地殻変動 ・熱水・地熱・噴気活動のさらなる活発化 	<p>左記の条件を満たさなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。</p>
3	<p>【火山活動が低下し、噴石の飛散が居住地域まで達しない噴火が発生、あるいは予想される】</p> <p>火山活動が高まっていく段階でレベル3の運用はしない。火山活動が低下しレベル5から引き下げる段階で、噴火の影響範囲を考慮して状況に応じて発表する。</p>	<p>噴火が発生しなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。</p>
2	<p>【噴火が発生する可能性がわずかに認められる】</p> <p>① 火口想定域およびその近傍で地震活動が活発化した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50回以上/24時間、または60回以上/48時間 <p>② 地震活動が活発化し（火口想定域外で100回以上/24時間、または火口想定域およびその近傍の地震が①の回数に達しない程度の増加）、かつ以下の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口想定域およびその近傍の浅部を震源とするマグニチュード2程度の規模の大きな地震の発生 ・低周波地震が複数回発生、または火山性微動の発生 ・山体浅部の膨張を示す地殻変動 ・顕著な熱水・地熱・噴気活動等 <p>③ 広範囲で顕著な熱水・地熱・噴気活動が生じる</p>	<p>左記の条件を満たさなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。</p>
1	<p>(レベル1の火山活動の状況)</p> <p>【火山活動に若干の高まりが認められる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局所的な熱水活動（温泉・泥水・小石・土砂等の噴出）の高まりや地熱域の拡大がみられることがある。また、火口想定域外で一時的に地震活動が高まる（1日あたり数十回）ことがある。 <p>【火山活動は静穏】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な熱水活動が認められ、火口想定域およびその近傍で発生する地震は1日あたり数回以下。 	

- ・ここでいう「火口想定域」とは、倶多楽火山防災マップで示されている、日和山周辺から地獄谷周辺にかけての長さ約1800m、幅約600mの領域とする。
- ・上記基準の各項目のいずれかが観測された場合に当該レベルへ引き上げる。
- ・上記以外の火山現象やデータ変化を観測した場合は、それらも加味したうえでレベルを判断することがある。
- ・火山活動の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（レベルが下がるときも同様）。
- ・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。